２木広健福第373号

令和３年３月３日

　地域包括支援センター長　様

　居宅介護支援事業所長　様

　訪問介護事業所長　様

木曽広域連合長　原　久仁男

（公印省略）

訪問介護における院内介助の取扱いについて（通知）

　日頃は当連合の介護保険事業の運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、訪問介護における院内介助の実施につきましては、「介護保険の訪問介護事業における院内介助の取扱いについて（22木広福環第128号）」及び「木曽広域連合訪問介護における院内介助の取扱い要領」にてお知らせしているところではございますが、介護支援専門員及び訪問介護員の皆様から寄せられた要望を基に、別添のとおり要領の改定を行いましたのでお知らせいたします。

　また訪問介護における院内介助の手順等につきましては、要領の解釈も含めて次頁以降にまとめさせていただきました。ご参照の上、今後の業務にご活用いただければ幸いです。

今後も適正な介護保険給付にご協力いただきますようお願いいたします。

〒399-6101　長野県木曽郡木曽町日義4898-37

木曽広域連合 健康福祉課

課長：開藤　担当：清水・下條

TEL：0264-23-1050 FAX：0264-23-1052

　E-mail：fukushi@kisoji.com

【訪問介護における院内介助の取扱い】

１．居宅サービス計画の作成について

①院内介助を居宅サービス計画に位置付けることについて

はい

担当する利用者が医療機関への定期的な受診を必要としている。

いいえ

訪問介護における

院内介助は不要

利用者の心身の状態から、院内での移動や待ち時間等について何らかの介助が必要である。

院内介助を頼める相手（家族等の身近な介護者やボランティア等）が存在しない。

頼める相手は存在するが、事情があって頼むことができない。

対象となる医療機関等の院内スタッフでは必要な介助ができない。

介助内容・時間等については、主治医の意見等を踏まえ、サービス担当者会議で十分に検討している。

訪問介護における

院内介助は不可能

通院時に、最低限往路か復路のどちらかで訪問介護における通院介助を利用している。

訪問介護における

院内介助が可能

　②訪問介護における院内介助の介護報酬算定について

はい

院内介助と連続する通院介助の移動手段として、訪問介護員が利用者を乗せた車を運転する。

いいえ

通常の外出介助と同様に

身体介護中心型で算定可能

通院介助について、通院等乗降介助による算定の要件を満たしている。

訪問介護費による

算定は不可能

【要介護１～５の利用者】

乗車前もしくは降車後の介助の更に前後に連続して30分～１時間程度以上の手間のかかる身体介護（通院に直接関係しないもの）を提供している。

【要介護４～５の利用者】

乗車前もしくは降車後に20～30分程度以上の手間のかかる身体介護（通院に直接関係するもの）を提供している。

上記どちらかの条件を満たしている。

条件を満たした往路又は復路及びそれと連続する院内介助について、身体介護中心型で算定可能

（通院等乗降介助も選択可能）

通院等乗降介助のみ

（院内介助分の報酬無し）

算定可能

２．申請書の提出について

【申請の目的】

要介護者が病院内での移動等を誰に手伝ってもらうかは本人の自由意思に委ねられていますが、頼れる相手がいない場合は医療機関等のスタッフによって対応するのが原則です。訪問介護における院内介助はあくまでも例外的な介護保険給付であるため、その実施にあたって適切な検討が行われているか確認することを目的とします。

【申請書の作成】

申請書によって１－①・②の内容について手順を踏んだ検討がなされているかどうかを確認します。また具体的な情報は添付書類によって確認するものとします。

【添付書類の記載】

添付書類にはサービス担当者会議の記録を用い、利用者の心身の状態や必要な院内介助の具体的な内容及び所要時間を記載してください。また、居宅サービス計画書（第２表）及び病院の対応の確認記録（支援経過記録等）も添付してください。

【申請書の提出】

作成した申請書及び添付書類は利用者の所在する町村の地域包括支援センターへ提出します。（木曽広域連合へは直接提出しないでください。）

【認定通知書の送付】

申請が認められた場合、申請者に対して認定通知書が送付されます。

【認定通知書の効力】

認定通知書に有効期間は存在しません。ただし、対象となる医療機関や介助内容等に変更が生じた場合は、再度その内容に沿った申請書を提出するようにしてください。

３．訪問介護事業所が利用者を輸送することの許可・登録について

はい

事業所として、訪問介護員が利用者を乗せた車両を運転して通院介助を行うことを想定している。

いいえ

訪問介護員による利用者の輸送は不可能

利用者の輸送について、道路運送法第４条（一般旅客自動車運送）または同法第43条（特定旅客自動車運送）の事業許可を取得している。

第２種運転免許証を取得

した訪問介護員によって

輸送が可能

訪問介護事業を運営しているのは道路運送法施行規則第48条に定める法人である。

通院等乗降介助の実施（身体介護中心型による算定の場合でも同じ）を運営規程に明記し、長野県（指定権者）に対して各種許可・登録を踏まえて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」を提出している

所属する訪問介護員（第１種運転免許証を保有し、国土交通大臣の認定を受けた講習を受講済み）について道路運送法第78条第３号（自家用有償旅客運送）の許可を受けている。

通院等乗降介助の実施（身体介護中心型による算定の場合でも同じ）を運営規程に明記し、長野県（指定権者）に対して各種許可・登録を踏まえて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」を提出している

第１種運転免許証を保有

する訪問介護員によって

輸送が可能

４．Q&A

　①居宅サービス計画の作成について

院内介助が必要な利用者の心身の状態とは、どのようなものが認められますか。

A１．

Q１．

利用者が介助を必要とする心身の状態である場合の例としては、

* 院内の移動に介助が必要な場合
* 認知症その他のため、見守りが必要な場合
* 排せつ介助を必要とする場合

等が挙げられています。（「訪問介護における院内介助の取扱い」（平成22年４月28日事務連絡））その他の場合についても、主治の医師の意見等を踏まえ、サービス担当者会議で十分に検討がされていれば院内介助の対象となりえます。ただし、利用者の在宅での状況と矛盾が生じることの無いように注意してください。

家族等の介護者やボランティアによる介助が受けられる場合、訪問介護における院内介助は利用できませんか。

A２．

Q２．

利用者に院内介助が必要となった場合、まずは身近な介護者やボランティア等の社会資源でこれに対応できるかどうかを確認する必要がありますが、対応できる相手が見つかったとしても必ずその相手を頼らなければならないというわけではありません。何らかの事情でそれらを頼れない（頼りたくない）場合であり、かつ対象となる医療機関等で利用者の院内介助に対応できない場合であれば、訪問介護における院内介助を利用することは可能です。その場合は身近な介護者やボランティアでは駄目な理由を記録に残しておいてください。

病院内の介助だけを訪問介護で行うことはできませんか。

A３．

Q３．

訪問介護における院内介助は通院介助の一部という扱いであるため、最低限往路又は復路の通院介助とは連続している必要があります。通院と無関係に院内介助のみを居宅サービス計画に位置付けることはできません。

対象となる医療機関において、院内介助が可能かどうかはどのように確認すべきですか。

A４．

Q４．

原則として申請前に対象となる医療機関等（主治医でなくとも、担当部署で可）へ連絡を取って確認する必要があります。また漠然と院内介助に対応しているかと聞くのではなく、対象となるケースへの対応ができるかどうかを確認してください。連絡手段は電話や口頭であっても問題はありませんが、その場合は支援経過等に記録を残しておいてください。

【連絡先】　医院及び診療所：各医療機関の窓口

　　　　　　木曽病院　　　：在宅医療・介護連携支援センター

　　　　　　中津川市民病院：地域医療連携室

　　　　　　桔梗ヶ原病院　：地域医療連携室

　②介護報酬の算定について

院内介助を身体介護中心型で算定する場合、利用者が対象となる医療機関等の中にいる時間は全て身体介護中心型の算定対象となりますか。

A５．

Q５．

病院内にいる時間を全て院内介助として算定できるわけではありません。身体介護中心型の算定時間の計算時には以下のような点に注意をしてください。

1. 居宅サービス計画に位置付けたサービスを提供していない時間

車いすの利用者に対して病院内で移動の介助を行うことを居宅サービス計画に位置付けた場合、移動の介助を行っていない時間（待合室での待機時間等）は算定の対象になりません。

1. 医師による診察を受けている時間

同一人物について医療保険と介護保険で同時に請求を行うことはできません。医師による診察時は明らかに医療保険による対応がなされているため、たとえ訪問介護員が診察に付き添うことが居宅サービス計画に記載されていたとしても、その時間は訪問介護の提供がないものとみなされます。

1. 往路を通院等乗降介助で算定する場合の、窓口までの移動と受付

受診の受付は往路の通院等乗降介助の一部として扱われるため、院内介助に該当しません。

1. 復路を通院等乗降介助で算定する場合の、清算や薬の受け取り

受診後の清算や薬の受け取りは復路の通院等乗降介助の一部として扱われるため、院内介助に該当しません。

A５-ⅰについて、利用者に対する常時の見守りを院内介助の内容として位置づけた場合、待合室での待機時間は身体介護中心型の算定時間に含まれますか。

A６．

Q６．

含まれます。ただし、この場合の利用者は「常時の見守りが無くては問題がある」状態である必要があり、「見守りが無くても支障はないが、あった方が安心である」という程度では見守りを介助の内容に位置付けることはできません。また、在宅生活の様子や他のサービス利用状況に照らして、利用者が見守りを要する度合いに矛盾の無い計画になっていることを確認してください。

訪問介護員が通院等乗降介助の要件を満たして行った院内介助を身体介護中心型で算定したいとき、要介護４～５、あるいは要介護１～５の利用者に対してどのような身体介護を提供していればよいですか。

A７．

Q７．

1. 要介護４～５の利用者の場合

通院等乗降介助の要件として乗車前介助・降車後介助がありますが、これについて20～30分程度以上の身体介護であり、かつ通院に直接関係する

* ベッドから車いすへの移乗
* 更衣、排泄等の身支度

等を行っていれば、通院介助及び院内介助について、通院等乗降介助ではなく身体介護中心型を算定することもできるようになります。

1. 要介護１～５の利用者の場合

乗車前もしくは降車後介助の更に前後に、（通院等乗降介助の要件とは関係なく）30分～１時間程度以上の身体介護であり、かつ通院に直接関係しない食事介助や入浴介助等を行っていれば、それと連続する通院介助及び院内介助について、通院等乗降介助ではなく身体介護中心型を算定することもできるようになります。

ただし、通院等乗降介助は往路と復路が別々に算定の対象となるため、身体介護中心型で算定できるのも上記の条件を満たした往路または復路のみです（両方で条件を満たしている場合は往復共に対象となります）。一方は通院等乗降介助、一方は身体介護中心型で算定することになった場合、院内介助をどちらの一部とするかは選択することができます。

１-② にある、「通院等乗降介助のみ（院内介助分の報酬無し）」とはどういう意味ですか。

A８．

Q８．

1. 訪問介護における院内介助は、通院介助の一部としてのみ認められる。
2. 訪問介護員が運転する車両によって利用者を輸送する通院介助については、原則として通院等乗降介助によって報酬を算定する。
3. 通院等乗降介助が算定の対象とする単位は「往路」「復路」の2種類だけである。

以上のことから、訪問介護における通院介助及び院内介助を通院等乗降介助によって算定する場合、院内介助を実施してもその分報酬が増加することはありません。Q７の条件を満たして身体介護中心型による報酬算定をするのであれば、院内介助の時間も「身体介護の実施時間」として数えられるため、院内介助実施分は報酬が増加します。

Q７の条件を満たして身体介護中心型を算定する場合、運転時間が介助時間に含まれないのはなぜですか。

A９．

Q９．

身体介護とは身体に触れて（いつでも身体に触れられる状況で）行う介助です。訪問介護員が運転手としての業務に従事している時間については、その訪問介護員によって利用者に身体介護が提供されているとは言えず、身体介護中心型による算定の対象となりません。

③訪問介護事業所の許可・登録について

道路運送法上の許可を受けるためには、具体的にはどのような手続きをとれば良いですか。

A10．

Q10．

具体的な手続き等は木曽広域連合では取り扱っておりません。国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局、あるいは長野県健康福祉部介護支援課（訪問介護担当）へお問い合わせください。

４．地域包括支援センターの業務について

【申請書の受付】

申請書の記載に不備が無いかを確認してください。もし不備があった場合は差し戻し、該当部分を修正して再提出するよう求めてください。

【事情の確認】

添付書類から、地域の中で活用可能な交通手段が十分に検討されているかを確認してください。確認の結果として検討の不足や虚偽の記載等が見つかった場合は、その場で申請を却下することはせず、該当部分の問題が明らかになるような意見書を作成してください。

【申請書の送付】

受付印を押した申請書及び添付書類の原本を木曽広域連合へ送付し、コピーを保管してください。基本的には別途書類を添付する必要はありませんが、事情確認の際に問題があった場合は作成した意見書も添付してください。

【申請の認否】

木曽広域連合で申請の認否について判断を下し、認める場合には申請者に対して認定通知書を送付します。